

横芝光町ふるさと納税推進業務協力事業者募集要領

1 目的

ふるさと納税制度を活用した横芝光町及び地元特産品等のPRにより、横芝光町への寄附を促進し、地元産業及び地域の活性化に繋げるべく、町外在住の寄附者に対して、お礼の品として贈呈する商品やサービス（以下「特産品等」という。）を提供いただける協力事業者を募集します。

2 協力事業者の要件

下記の要件を全て満たしていること。

- (1) 本社(本店)、支社(支店)、事業所又は工場が町内にある法人、団体又は個人事業者であること。
- (2) 生産・製造・販売及びサービスの提供に関する法令等を順守していること。
- (3) 代表者等が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律に掲げる暴力団の構成員でないこと。
- (4) 町税等の滞納がないこと。

※ただし、町が協力事業者として適当でないと認めた場合や特産品等として適当ではないと認めた場合は、参加できないものとします。

3 募集する特産品等の要件

- (1) 次の要件を全て満たしていること。

ア 横芝光町の魅力を発信することのできるものであること。

イ 横芝光町内で生産、製造、加工、販売又はサービスの提供がされているもの、横芝光町内で栽培、育成、採取された原材料を使用しているもの、横芝光町マスコットキャラクター「よこびー」を施したもののいずれかに該当していること。

ウ 品質及び数量の面において安定供給が見込めること。ただし、期間限定及び数量限定で供給可能なものは、提供期間内の安定供給が見込まれるものであること。

エ 飲食物の場合は、出荷後に適切な賞味期限が保障されるものであること。

オ 食品衛生法、商標法、特許法、著作権法、不正競争防止法などの関係法令を遵守し、違反していないものであること。

- (2) 特産品等の金額は、送料を除き、消費税、梱包料等の必要経費を含め、下記のとおりとします。

寄附金額	特産品等の価格（事業者価格）	町負担上限額
5,000円以上10,000円未満	1,500円以下	1,500円
10,000円以上15,000円未満	3,000円以下	3,000円
15,000円以上20,000円未満	4,500円以下	4,500円
20,000円以上25,000円未満	6,000円以下	6,000円
25,000円以上30,000円未満	7,500円以下	7,500円
30,000円以上40,000円未満	9,000円以下	9,000円
40,000円以上50,000円未満	12,000円以下	12,000円
50,000円以上60,000円未満	15,000円以下	15,000円
60,000円以上70,000円未満	18,000円以下	18,000円

70,000円以上80,000円未満	21,000円以下	21,000円
80,000円以上90,000円未満	24,000円以下	24,000円
90,000円以上100,000円未満	27,000円以下	27,000円

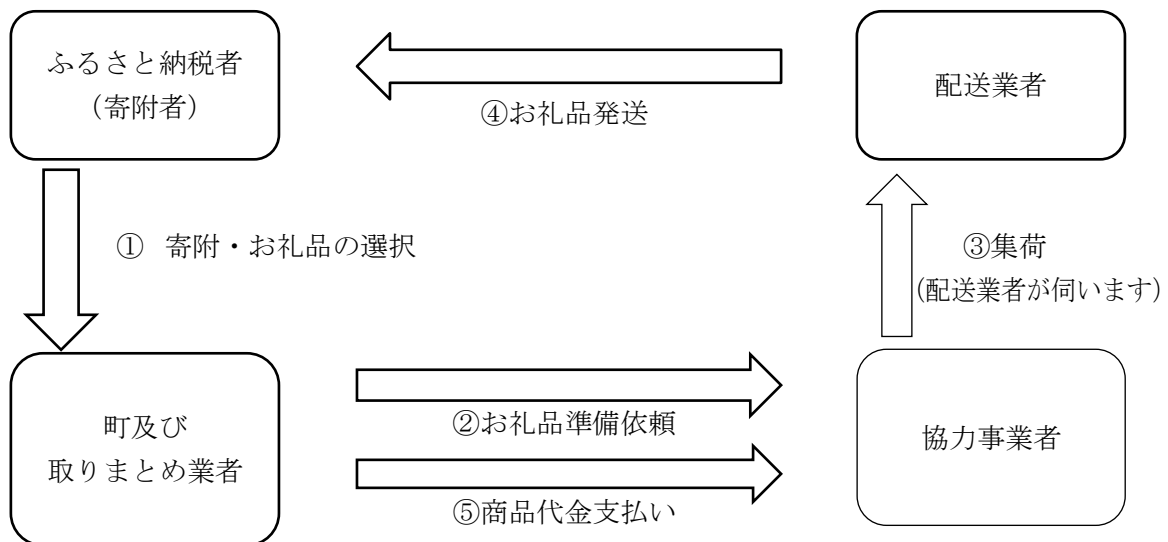
※特産品等の送料については、横芝光町が負担します。

※上記以外の価格の特産品等については、個別にご相談ください。

4 協力事業者のメリット

- (1) 取りまとめ事業者が運営するふるさと納税ポータルサイトのホームページに特産品等の画像、特産品名及びその商品説明、事業者名などを掲載します。
- (2) 横芝光町ホームページなどからも上記ポータルサイトにリンクを貼ります。
- (3) 横芝光町のリーフレット等の印刷物に特産品の画像、特産品名及びその商品説明、事業者名などを掲載する場合があります。
- (4) 特産品等の発送時に、自社製品等のパンフレットを同封していただくことで、自社製品の販売促進やPRが可能です。

【事業イメージ】



5 特産品等の取りまとめ委託先

ふるさと納税事業の効果的な促進、安心安全を考慮した特産品等の手配、顧客・配送等に係る個人情報の適正管理、クレーム対応等に万全を期すため横芝光町においては取りまとめ業者を指定しています。

協力事業者及び特産品等の選定においては、2及び3の要件のほか、取りまとめ業者の条件にも合致するかどうかを含め、総合的に判断します。

なお、適当と認められた場合は、取りまとめ業者との契約が必要となります。

6 申込期間及び申し込み方法

特産品等については、随時募集受付を行いますので、参加希望の事業者におかれましては、本要領9に記載する問い合わせ先までご連絡願います。

7 個人情報の保護

協力事業者は、この事業による業務を遂行するため、個人情報の取り扱いについては、横芝光町個人情報保護条例及び関係法令を遵守すること。

※寄附者の個人情報は、ふるさと納税の特産品等の送付以外の目的で使用することはできません。ただし、特産品等発送時のパンフレット同封により、改めて寄附者から協力事業者へ商品申込み等があったことにより入手された個人情報は対象外です。

8 その他留意事項

- (1) 協力事業者は、あらかじめ申込みをした商品を変更・辞退する場合は、速やかに取りまとめ業者へ報告するものとします。
- (2) 協力事業者は、商品の品質等に関して、寄附者から苦情があった場合は、真摯な対応で解決に努めるものとし、苦情内容については取りまとめ業者へ報告するものとします。品質等による保証やクレーム対応については、町は一切の責任をとりかねます。
- (3) 町は、協力事業者が2及び3に定める要件を満たしていないと認める場合は、その登録を中止することがあります。

9 本事業に関する問い合わせ先

参加希望の事業者におかれましては、下記へお問い合わせください。

●横芝光町財政課管財班

TEL 0479-84-1218